証券コード　8928
2026年９月４日

株　主　各　位

香川県高松市鍛冶屋町７番地12
穴吹興産株式会社
代表取締役社長　穴　吹　忠　嗣

第63期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第63期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、以下のインターネット上の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】
https://www.anabuki.ne.jp/ir/library/

（上記当社ウェブサイトの「IRライブラリ」にアクセスいただき、「株主総会招集ご通知」よりご確認ください。）

【株主総会資料　掲載ウェブサイト】
https://d.sokai.jp/8928/teiji/

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「穴吹興産」または「コード」に当社証券コード「8928」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、次頁の「議決権の行使についてのご案内」に従って、2026年９月28日（月曜日）午後６時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2026年９月29日（火曜日）午前10時

２．場　　所　香川県高松市木太町2191番地１
高松国際ホテル　新館２階　瀬戸の間
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項

１．第63期（2025年７月１日から2026年６月30日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

２．第63期（2025年７月１日から2026年６月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　取締役８名選任の件

第３号議案　監査役１名選任の件

４．議決権の行使についてのご案内

（１）インターネットによる議決権行使の場合
インターネットにより議決権を行使される場合には、後記53～54頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、2026年９月28日（月曜日）午後６時までに行使してください。

（２）書面による議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、2026年９月28日（月曜日）午後６時までに到着するようご返送ください。

（３）書面により議決権を行使された場合の議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。

（４）インターネットと書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数、またはパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以　上

◎**株主総会にご出席の株主様へのお土産は、取りやめとさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。**

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

◎本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対してお送りする書面には記載しておりません。したがいまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

事　業　報　告

（2025年７月１日から
2026年６月30日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や設備投資の持ち直しを背景に、緩やかな景気回復基調で推移いたしました。一方で、米国の通商政策をめぐる不透明感や中東情勢の影響、金融資本市場の変動に加え、日本銀行による金融政策の運営動向等を背景とした金利上昇への警戒感が続き、物価上昇による家計負担もなお重く、個人消費の先行きには慎重な見方が残る状況となりました。

このような状況のなかで、当社グループは主力事業である分譲マンション事業において、依然として分譲マンション価格が高値で推移していることから、需給バランスを重視した厳選エリアでの戦略的な用地選定を進めるとともに、価格転嫁可能な高付加価値商品の企画・開発に引き続き取り組んでまいりました。また、2025年春より開始した新築分譲マンションのオンライン販売について、顧客利便性の向上と販売活動の効率化を一層推進し、従来のモデルルームにおけるオフライン（対面）形式の販売と非対面のオンライン形式の販売が併存するハイブリッド販売方式の定着を図ってまいりました。加えて、中期方針『地域密着型ビジネスモデルの研鑽と拡充、独創的新事業の創造と挑戦による事業ポートフォリオの組み換え』に基づき、これまで培ってきた「地域密着」の強みを基盤に、「住まい＋α」による付加価値提供を一層推進し、中古マンション買取再販事業や仲介事業等の既存事業の拡大・強化、新規事業への投資、海外展開の推進にも取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度における売上高は、138,877百万円（前期比6.0％増）、営業利益7,160百万円（同25.8％増）、経常利益7,692百万円（同36.9％増）、親会社株主に帰属する当期純利益4,616百万円（同24.0％増）となりました。

次に、セグメント別の概況をご報告申しあげます。

なお、2025年７月１日に当社の連結子会社であった株式会社ジョイフルサンアルファの全株式を譲渡し連結の範囲から除外しております。これに伴い、当連結会計年度より「小売流通関連事業」の区分を廃止しております。

＜不動産関連事業＞

不動産関連事業におきましては、好調なインバウンド需要の継続や円安を背景に、ホテル・商業施設・収益不動産を中心として国内外投資家の投資意欲が高い状態が続き、投資用不動産への需要は引き続き順調に推移いたしました。一方、政府による各種住宅支援制度の継続や賃金上昇が実需を下支えしたものの、不動産価格の高止まりや住宅ローン金利の上昇観測、地価上昇、建設資材価格・人件費の高騰による建築コストの増加等により、新築分譲マンション市場を取り巻く環境は引き続き慎重さを要する状況で推移いたしました。

このような状況のなかで、主力である新築分譲マンションの販売について、契約戸数につき1,595戸（同3.2％減）、売上戸数につき1,739戸（同5.9％減）、これに加えて、首都圏を中心に展開する「グローリオ」シリーズの新築一棟収益マンションの販売については、11棟の引渡し（前期は10棟の引渡し）となりました。また、当連結会計年度末時点において、翌期（2027年６月期）以降の売上計上予定マンションの内、既に契約済みの戸数は1,470戸を確保し、未契約完成在庫についても他社との共同事業物件の15戸のみにとどまるなど、引き続き堅調な状況を維持することができました。

また、賃貸中の区分所有マンションを買取り、賃借人が退去するまでの賃貸収益と退去後の売却利益を得るビジネスモデルである中古マンション買取再販事業につきましては、当連結会計年度末時点において中古マンションの保有戸数につき1,117戸（同1.6％減）となりました。なお、保有戸数には、穴吹不動産流通株式会社の保有戸数26戸を含んでおります。

この結果、不動産関連事業の売上高は103,511百万円(同12.1％増)、営業利益は5,598百万円（同2.7％増）となりました。

なお、分譲マンションにおける他社との共同事業における戸数については、当社事業割合で計算しております。

＜人材サービス関連事業＞

人材サービス関連事業におきましては、堅調な人材需要が続く一方で、労働力不足が継続するなか、派遣スタッフの採用力強化を目的とした「月給制」の導入や、時短勤務・日数限定勤務を希望する複数のスタッフを組み合わせた「チーム派遣」など、多様な働き方に対応した人材活用を推進し、人材確保と安定稼働の拡大に取り組みました。また、BPO

事業や行政からの委託事業の受注拡大に注力したほか、外国人材需要の拡大に対応するため、グループ横断での人材確保から定着支援までの体制強化を進め、多様な人材ニーズへの対応力向上に努めました。

この結果、人材サービス関連事業の売上高は6,405百万円(同8.0%増)、営業利益は414百万円（同52.6%増）となりました。

＜施設運営事業＞

施設運営事業におきましては、訪日外客数が高水準で推移するなか、主力であるホテル事業及びサービスエリア事業が堅調に推移いたしました。とりわけ、「大阪・関西万博」や「瀬戸内国際芸術祭2025」の開催を背景として、国内外からの交流人口が拡大し、インバウンド需要の取り込みが進みました。また、公民連携（PPP）事業においては、「あなぶきアリーナ香川」が順調に稼働し、各種イベント開催や知名度向上効果等を通じて高松駅周辺エリアの活性化に貢献いたしました。

この結果、施設運営事業の売上高は8,843百万円(同14.5%増)、営業利益は325百万円（同237.0%増）となりました。

＜介護医療関連事業＞

介護医療関連事業におきましては、接遇品質の向上や終末期対応等の運営体制強化に取り組むとともに、重度要介護者や医療依存度の高い方への対応力向上を進め、サービスの付加価値向上に努めました。また、人材確保を最優先課題と位置づけ、新卒採用の強化、福利厚生の拡充、賃金水準の見直し、並びにミャンマーやネパール等からの特定技能・技能実習生の受け入れ拡大を進めるとともに、DXを活用した間接業務の集約等にも取り組み、中長期的な事業基盤の強化を図りました。なお、当連結会計年度末時点において、有料老人ホーム（介護付き・住宅型）及びサービス付き高齢者向け住宅について、39施設1,783室の運営を行っております。

この結果、介護医療関連事業の売上高は7,644百万円（同9.5%増)、営業利益は235百万円（同22.3%増）となりました。

＜エネルギー関連事業＞

エネルギー関連事業におきましては、高圧一括受電により分譲マンション等へ割安な電力提供を行う電力提供事業において、引き続きサービス提供戸数の拡大と収益の安定化に注力いたしました。天候要因により電力使用量が増加したことに加え、電力調達原価の削減が進んだことから、電力提供事業の収益は堅調に推移いたしました。また、再エネ施設や蓄電所、設備更新に係る電気工事請負の受注が順調に進捗し、収益拡大に寄与いたしました。なお、当事業のマンションに対する高圧一括受電による電力提供は、当連結会計年度末時点において、952棟62,025戸（前期末時点の実績は945棟61,088戸）に対してサービス提供を行っております。

この結果、エネルギー関連事業の売上高は9,576百万円（同17.3％増）、営業利益は815百万円（前期は営業損失70百万円）となりました。

＜観光事業＞

観光事業におきましては、「飛鳥Ⅱチャータークルーズ」や各種募集型旅行商品等の企画・販売に加え、「瀬戸内国際芸術祭2025」関連需要の取り込みなどにより、新規顧客の獲得と取扱高の拡大を図りました。一方で、宿泊事業者におけるインターネット予約サイトへのシフトに伴う旅行代理店向け客室供給の縮小や、交通費・宿泊費等の仕入原価高騰が継続するなど、収益面では引き続き厳しい事業環境が続きました。そのようななか、商品構成を「日帰り旅行」中心から「宿泊旅行」や滞在型・体験型商品へシフトさせることにより、顧客単価の向上に取り組みました。

この結果、観光事業の売上高は2,259百万円(前期比7.3％増)、営業損失は２百万円（前期は営業利益39百万円）となりました。

なお、当連結会計年度の販売（売上）実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

（単位：千円）

セグメントの名称	当連結会計年度 （2025年７月１日から 2026年６月30日まで）	
		前　期　比
不動産関連事業	103,511,850	112.1%
人材サービス関連事業	6,405,398	108.0%
施設運営事業	8,843,293	114.5%
介護医療関連事業	7,644,302	109.5%
エネルギー関連事業	9,576,240	117.3%
観光事業	2,259,450	107.3%
その他	636,602	626.4%
合　　計	138,877,139	106.0%

（注）セグメント間の取引については相殺消去しております。

《不動産関連事業》

分譲マンション事業の地域別契約戸数の推移は、次のとおりであります。

（単位：戸）

地　　域	前連結会計年度 （2024年７月１日から 2025年６月30日まで）		当連結会計年度 （2025年７月１日から 2026年６月30日まで）	
	契約戸数	割　合	契約戸数	割　合
四　　国	305	18.5%	263	16.5%
中　　国	366	22.2%	303	19.0%
近　　畿	188	11.4%	315	19.7%
九　　州	422	25.6%	394	24.7%
そ の 他	367	22.3%	320	20.1%
合　　計	1,648	100.0%	1,595	100.0%

（注）他社との共同事業における戸数については、当社事業割合で計算しております。

《人材サービス関連事業》

人材サービス関連事業の種類別売上高の推移は、次のとおりであります。

（単位：千円）

種類	前連結会計年度（2024年７月１日から2025年６月30日まで）		当連結会計年度（2025年７月１日から2026年６月30日まで）	
	売上高	割合	売上高	割合
人材派遣事業	3,640,215	61.4%	3,742,841	58.4%
アウトソーシング事業	1,833,612	30.9%	2,154,740	33.6%
人材紹介事業	199,167	3.4%	220,973	3.5%
採用支援事業	140,298	2.3%	141,731	2.2%
その他	119,004	2.0%	145,111	2.3%
合計	5,932,297	100.0%	6,405,398	100.0%

《施設運営事業》

施設運営事業の種類別売上高の推移は、次のとおりであります。

（単位：千円）

種類	前連結会計年度（2024年７月１日から2025年６月30日まで）		当連結会計年度（2025年７月１日から2026年６月30日まで）	
	売上高	割合	売上高	割合
ホテル事業	3,588,988	46.5%	4,282,767	48.4%
施設運営受託事業	3,919,616	50.7%	4,336,938	49.1%
ゴルフ事業	216,476	2.8%	223,587	2.5%
合計	7,725,082	100.0%	8,843,293	100.0%

《介護医療関連事業》

介護医療関連事業の地域別売上高の推移は、次のとおりであります。

（単位：千円）

地域	前連結会計年度（2024年７月１日から2025年６月30日まで）		当連結会計年度（2025年７月１日から2026年６月30日まで）	
	売上高	割合	売上高	割合
四国	1,793,526	25.7%	2,011,599	26.3%
中国	2,273,747	32.6%	2,377,089	31.1%
近畿	1,361,813	19.5%	1,745,001	22.8%
九州	1,553,725	22.2%	1,510,611	19.8%
合計	6,982,812	100.0%	7,644,302	100.0%

《エネルギー関連事業》

エネルギー関連事業の地域別売上高の推移は、次のとおりであります。

（単位：千円）

地域	前連結会計年度（2024年７月１日から2025年６月30日まで）		当連結会計年度（2025年７月１日から2026年６月30日まで）	
	売上高	割合	売上高	割合
四国	2,036,708	24.9%	2,709,671	28.3%
中国	2,164,465	26.5%	2,376,725	24.8%
近畿	767,620	9.4%	854,845	8.9%
九州	1,465,890	18.0%	1,622,583	17.0%
その他	1,730,648	21.2%	2,012,414	21.0%
合計	8,165,332	100.0%	9,576,240	100.0%

《観光事業》

観光事業は、香川県においてトラベル事業を行っておりますので、観光事業における地域別売上高の推移等の記載は省略いたします。

《その他》

その他は、金額の重要性が乏しいため記載を省略しております。

②設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は、633百万円であります。その主な内容は、賃貸不動産及び介護施設の設備工事等であります。

③資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

④事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、2025年５月23日開催の取締役会において、当社の連結子会社であった株式会社ジョイフルサンアルファの全株式を、イオン九州株式会社に譲渡することを決議し、2025年７月１日に全株式の譲渡を実施しました。本件株式譲渡により、株式会社ジョイフルサンアルファは当社の連結の範囲から除外しております。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第60期 (2023年６月期)	第61期 (2024年６月期)	第62期 (2025年６月期)	第63期 (当連結会計年度) (2026年６月期)
売　上　高（千円）	113,835,389	134,499,640	130,973,099	138,877,139
親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	4,051,015	4,843,368	3,722,466	4,616,112
１株当たり当期純利益（円）	379.78	454.06	348.98	432.76
総　資　産（千円）	126,609,064	136,303,572	148,139,423	157,202,518
純　資　産（千円）	36,251,143	40,468,004	43,653,760	47,758,439

（注）売上高には、消費税等は含まれておりません。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

当社の親会社は株式会社穴吹ハウジングサービスで、同社は当社の株式5,095千株（議決権比率47.8％）を保有しております。

当社は親会社との間で、事務所の賃貸借等の取引があります。なお、いずれの取引も、通常の業務の延長線上にある一般的なものであり、その条件等についても、当社と資本的・人的関係を有しない者と取引する場合と同様の扱いをしております。

当社取締役会は、このような取引条件を把握し、当社グループの利益を害するものではないことを確認したうえで、取引ごとにその適正性・妥当性を判断しております。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社クリエアナブキ	100,000千円	100.0%	人材サービス事業
穴吹エンタープライズ株式会社	40,000千円	100.0%	ホテル及び施設運営受託事業
株式会社あなぶきリアルエステート	30,000千円	100.0%	不動産販売代理業
あなぶき・きなりの家株式会社	20,000千円	100.0%	戸建住宅事業
株式会社穴吹トラベル	60,000千円	100.0%	トラベル事業
穴吹不動産流通株式会社	20,000千円	100.0%	不動産仲介業
あなぶきメディカルケア株式会社	80,000千円	100.0%	介護医療関連事業
日本電力株式会社	100,000千円	100.0%	電力提供・ライフサポート事業
株式会社クリエ・ロジプラス	50,000千円	(90.0%)	アウトソーシング事業
あなぶきヘルスケア株式会社	10,000千円	(100.0%)	介護医療関連事業
有限会社エステートサポート	10,000千円	94.0%	不動産賃貸業
アルファデザインスタジオ株式会社	9,500千円	100.0%	建築企画・設計・監理業
あなぶきビジネスサービス株式会社	5,000千円	100.0%	当社グループにおけるコーポレート部門のシェアードサービス
あなぶきインベストメントパートナーズ株式会社	100,000千円	100.0%	不動産賃貸業
PT ANABUKI PROPERTY INDONESIA	10,000,000,000IDR	99.0%	不動産関連事業（インドネシア）
Anabuki America Holdings LLC	6,100,000米ドル	100.0%	米国における地域統括会社
あなぶきメモリアル株式会社	10,000千円	100.0%	霊園事業
株式会社MG石材	5,000千円	(100.0%)	石材製品の製造・販売・加工業
さんわい石材有限責任事業組合	10,020千円	(100.0%)	石材製品の製造・販売・加工業
掛川石材有限責任事業組合	10,020千円	(100.0%)	石材製品の製造・販売・加工業
吉田石材有限責任事業組合	10,020千円	(100.0%)	石材製品の製造・販売・加工業
平口石材有限責任事業組合	10,020千円	(100.0%)	石材製品の製造・販売・加工業
熊本石材有限責任事業組合	287,540千円	(100.0%)	石材製品の製造・販売・加工業

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
日本平石材有限責任事業組合	39,820千円	(100.0%)	石材製品の製造・販売・加工業
沼津石材有限責任事業組合	25,020千円	(100.0%)	石材製品の製造・販売・加工業
永光商事株式会社	10,000千円	100.0%	不動産賃貸業
栄新テクノ株式会社	50,000千円	100.0%	電気設備の設計施工
株式会社あなぶきグローバルキャリア	50,000千円	(80.0%)	外国人材紹介事業

(注) 1．株式会社クリエ・ロジプラスにおいて、当社の議決権比率の括弧書（内数）は、株式会社クリエアナブキの議決権比率であります。
2．あなぶきヘルスケア株式会社において、当社の議決権比率の括弧書（内数）は、あなぶきメディカルケア株式会社の議決権比率であります。
3．株式会社MG石材において、当社の議決権比率の括弧書（内数）は、あなぶきメモリアル株式会社の議決権比率であります。
4．さんわい石材有限責任事業組合他全７有限責任事業組合において、当社の議決権比率の括弧書（内数）は組合員数比率をあらわし、あなぶきメモリアル株式会社及び株式会社MG石材の組合員数比率の合計であります。
5．2025年７月１日に、スーパーマーケット事業を行う当社の連結子会社であった株式会社ジョイフルサンアルファの全株式を、イオン九州株式会社に譲渡いたしましたので、株式会社ジョイフルサンアルファは当社の連結の範囲から除外しております。
6．関西アセット株式会社については、2025年８月25日付で商号をあなぶきインベストメントパートナーズ株式会社に変更及び資本金を100,000千円に増資しております。
7．2026年４月１日を効力発生日として、連結子会社である穴吹エンタープライズ株式会社を吸収合併存続会社、連結子会社であったあなぶきエンタテインメント株式会社を吸収合併消滅会社、また、連結子会社であるあなぶきメモリアル株式会社を吸収合併存続会社、連結子会社であった株式会社エムジープランニングを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行ったことにより、あなぶきエンタテインメント株式会社及び株式会社エムジープランニングを連結の範囲から除外しております。
8．栄新テクノ株式会社は重要性が増したため、株式会社あなぶきグローバルキャリアは出資に伴い、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。
9．株式会社あなぶきグローバルキャリアにおいて、当社の議決権比率の括弧書（内数）は、株式会社クリエアナブキ及びあなぶきメディカルケア株式会社の議決権比率の合計であります。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、雇用・所得環境の改善や設備投資の持ち直し、各種政策の効果等により、緩やかな景気回復の動きが継続することが期待されます。一方で、米国の通商政策の動向や中東情勢の影響、金融資本市場の変動、日本銀行による金融政策運営の動向や金利動向、さらには物価上昇の継続による個人消費への影響など、先行きには引き続き注意を要する状況が続くものと見込まれます。

不動産業界におきましては、訪日需要の継続や賃料上昇を背景とした投資用不動産への需要は底堅く推移するものと見込まれる一方、地価や建築コスト、人件費の上昇、住宅ローン金利の動向等により、新築分譲マンション市場を取り巻く事業環境は引き続き慎重さを要するものと予想されます。特に、用地取得競争の激化や施工遅延リスク等については、継続的に注視していく必要があると認識しております。

このような状況のなかで、当社グループの主力事業である分譲マンション事業におきましては、需給バランスを重視した厳選エリアでの新規用地選定、それぞれの地域特性や顧客ニーズに応じた高付加価値商品の企画・開発、及びオンライン販売を含む販売手法の高度化に取り組み、事業の「規模（量）」に加えて「価値（質）」と投資効率を重視した収益力の向上を図ってまいります。また、不動産関連事業における第２・第３の柱として、中古マンション買取再販事業、新築一棟収益マンション事業、仲介事業等の既存事業の拡大・強化やアセットマネジメント体制の確立を進めるとともに、地域で培ってきたネットワークや情報力を活かし、霊園事業、再エネ・物流施設の開発、観光・リゾート関連事業等の新規事業の育成を進めることで、中長期的な事業ポートフォリオの充実と事業基盤の安定化を目指してまいります。

また、海外事業におきましては、東南アジアにおける「地域密着型ビジネスモデル」の確立を進め、既存進出国における収益の安定化を図るとともに、米国等の新たなマーケットにおける事業基盤の構築にも取り組み、持続的な成長を支える新たな収益機会の創出を目指してまいります。

さらに、当社グループの事業基盤及び顧客基盤を活用した新たな価値提供に加え、国内外での戦略的M&Aによる事業拡大や新たな事業領域への取り組みを進めてまいります。これらを実行していくため、人的資本の充実、組織体制の強化、AIやDXの活用による業務効率の向上と付加価値創造力の強化、並びに財務基盤及びセキュリティ体制の強化を総合的に推進し、不動産価値創造企業として持続的な成長を目指してまいります。

現在及び今後の外部及び内部環境等の状況を踏まえ、下記のとおり、第64期（2027年６月期）から第66期（2029年６月期）までの３カ年を対象とする中期経営計画を策定しております。

〈中期方針〉

地域密着型ビジネスモデルの研鑽と拡充、
独創的新事業の創造と挑戦による事業ポートフォリオの組み換えを実現し、
不動産価値創造企業として「シンカ」する

※地域密着型ビジネスモデル
地域とのネットワークとグループシナジーを最大限生かし、地域密着企業として各地域で徹底したマーケティングに基づく多種多様な商品・サービス・体験などグループ独自の価値を生み出すことで、各地域での競争優位性を保ち、継続的に成長していくこと。

※「シンカ」
事業ポートフォリオの組み換えによる「進化」
地域密着型ビジネスモデルの研鑽と拡充による「深化」
新たな収益モデルを創造することによる「新価」
人的資本と海外を含む成長基盤を強化することによる「伸化」
あなぶきグループならではの地域に根差した価値を持続的に発揮することによる「真価」

〈重点戦略〉

１．基幹不動産事業の収益力強化と持続的成長の実現
２．戦略的不動産関連事業の拡大による第２の柱構築
３．海外既存進出国における収益の安定化と新規事業の構築、
　　及び新規国への進出
４．エンディング（終活）事業でのエコシステムの確立
５．新たな収益モデルの創造と挑戦
６．人的資本と組織戦略の強化
７．事業継続に不可欠なセキュリティ構築とDXの推進
８．財務基盤の強化

〈中期経営指標（2029年６月期目標）〉連結

1	売上高	1,900億円
2	経常利益率	6.0%以上
3	棚卸回転率	1.5回転以上
4	自己資本比率	30.0%以上
5	有利子負債依存度	50.0%以下
6	ＲＯＡ	4.0%以上

(5) 主要な事業内容（2026年６月30日現在）

事　業　区　分	事　　業　　内　　容
不動産関連事業	マンション分譲、不動産仲介、不動産賃貸、戸建分譲、注文住宅・賃貸住宅建設、建築企画・設計・監理等
人材サービス関連事業	人材派遣、有料職業紹介、アウトソーシング受託、組織人事コンサルティング、教育研修等
施設運営事業	ホテル・旅館運営、施設運営受託、サービスエリア運営、ゴルフ場運営等
介護医療関連事業	有料老人ホーム等の賃貸・運営、医療・介護関連事業、医療・介護ポータルサイトの運営等
エネルギー関連事業	高圧一括受電による電力提供、住宅設備機器のリース事業等
観光事業	国内主催旅行、旅行手配事業等
その他	当社グループにおけるコーポレート部門のシェアードサービス、霊園事業等

（注）2025年７月１日に、スーパーマーケット事業を行う当社の連結子会社であった株式会社ジョイフルサンアルファの全株式を、イオン九州株式会社に譲渡いたしましたので、株式会社ジョイフルサンアルファは当社の連結の範囲から除外しております。これに伴い、当連結会計年度より「小売流通関連事業」の区分を廃止しております。

(6) 主要な事業所等（2026年６月30日現在）

①当社の主要な事業所

本社	香川県高松市鍛冶屋町７番地12
東京本社	東京都港区芝大門２丁目２番１号
東四国支店	香川県高松市鍛冶屋町７番地12
高知支店	高知県高知市本町３丁目４番22号
松山支店	愛媛県松山市三番町４丁目９番地６
岡山支店	岡山市北区幸町８番29号
広島支店	広島市中区基町12番５号
山口支店	山口県周南市御幸通１丁目５番地
山陰支店	島根県松江市御手船場町549番地１
大阪支店	大阪市西区新町１丁目４番24号
姫路支店	兵庫県姫路市豊沢町140番地
三重営業所	三重県四日市市諏訪栄町１番１号
長野営業所	長野県長野市七瀬３番地39
新潟支店	新潟市中央区下大川前通2ノ町2230番地33
北関東営業所	さいたま市大宮区宮町１丁目114番地１
仙台支店	仙台市青葉区中央４丁目６番１号
首都圏支社	東京都渋谷区千駄ヶ谷４丁目19番12号
静岡営業所	静岡市葵区栄町４番８号
北部九州支店	福岡市博多区御供所町２番63号
長崎支店	長崎県長崎市新地町４番16号
熊本営業所	熊本市中央区辛島町６番７号
南九州支店	鹿児島県鹿児島市西千石町17番３号
沖縄営業所	沖縄県那覇市松尾１丁目10番24号

②子会社の主要な事業所

株式会社クリエアナブキ	本社	香川県高松市磨屋町
	高松支店	香川県高松市磨屋町
	丸亀支店	香川県丸亀市風袋町
	徳島支店	徳島県徳島市八百屋町
	高知支店	高知県高知市本町
	松山支店	愛媛県松山市三番町
	新居浜支店	愛媛県新居浜市坂井町
	広島支店	広島市中区基町
	岡山支店	岡山市北区磨屋町

	名古屋支店	名古屋市中区錦
	中国・四国ＵＩターンセンター	
	（大阪）	大阪市西区新町
	（東京）	東京都渋谷区渋谷
穴吹エンタープライズ株式会社	本社	香川県高松市古新町
株式会社あなぶきリアルエステート	本社	香川県高松市鍛冶屋町
あなぶき・きなりの家株式会社	本社	香川県高松市木太町
	岡山営業所	岡山市中区今在家
	岡山南店	岡山市北区辰巳
株式会社穴吹トラベル	本社	香川県高松市古新町
穴吹不動産流通株式会社	本社	香川県高松市鍛冶屋町
	高松店	香川県高松市鍛冶屋町
	高知店	高知県高知市本町
	松山店	愛媛県松山市千舟町
	岡山店	岡山市北区西古松
	福山店	広島県福山市西町
	広島店	広島市中区基町
	法人営業部	香川県高松市鍛冶屋町
	広島宮島街道店	広島市佐伯区旭園
	福岡店	福岡市博多区御供所町
	長崎店	長崎県長崎市新地町
	熊本店	熊本市中央区辛島町
	鹿児島店	鹿児島県鹿児島市加治屋町
あなぶきメディカルケア株式会社	本社	香川県高松市磨屋町
日本電力株式会社	本社	香川県高松市鍛冶屋町
	東京本店	東京都港区芝大門
	関西支店	大阪市西区新町
	中国支店	広島市中区基町
	九州支店	福岡市博多区御供所町
株式会社クリエ・ロジプラス	本社	香川県高松市春日町
あなぶきヘルスケア株式会社	本社	香川県高松市磨屋町
有限会社エステートサポート	本社	香川県高松市鍛冶屋町
アルファデザインスタジオ株式会社	本社	香川県高松市鍛冶屋町
あなぶきビジネスサービス株式会社	本社	香川県高松市鍛冶屋町
あなぶきインベストメントパートナーズ株式会社	本社	香川県高松市鍛冶屋町
あなぶきメモリアル株式会社	本社	香川県高松市鍛冶屋町

株式会社ＭＧ石材	本社	静岡市駿河区聖一色
さんわい石材有限責任事業組合	主たる事務所	静岡市駿河区聖一色
掛川石材有限責任事業組合	主たる事務所	静岡市駿河区聖一色
吉田石材有限責任事業組合	主たる事務所	静岡市駿河区聖一色
平口石材有限責任事業組合	主たる事務所	静岡市駿河区聖一色
熊本石材有限責任事業組合	主たる事務所	静岡市駿河区聖一色
日本平石材有限責任事業組合	主たる事務所	静岡市駿河区聖一色
沼津石材有限責任事業組合	主たる事務所	静岡市駿河区聖一色
永光商事株式会社	本社	東京都港区芝大門
栄新テクノ株式会社	本社	東京都杉並区桃井
株式会社あなぶきグローバルキャリア	本社	香川県高松市磨屋町
PT ANABUKI PROPERTY INDONESIA	本社	ｲﾝﾄﾞﾈｼｱ共和国ｼﾞｬｶﾙﾀ首都特別州
Anabuki America Holdings LLC	本社	アメリカ合衆国デラウェア州

③主要な施設等

ホテル	ロイヤルパークホテル高松	香川県高松市瓦町
	ロイヤルパークホテル倉敷	岡山県倉敷市阿知
	高松国際ホテル	香川県高松市木太町
	高松パークホテル	香川県高松市福田町
	琴平パークホテル	香川県仲多度郡琴平町
	リーガホテルゼスト高松	香川県高松市古新町
	UDON na HOTEL 琴平	香川県仲多度郡琴平町
旅館	旅館くらしき	岡山県倉敷市本町
	旅館くらしきResidence	岡山県倉敷市本町
ゴルフ場	アルファ津田カントリークラブ	香川県さぬき市寒川町
運営受託施設	津田の松原サービスエリア	香川県さぬき市津田町
	じゃこ丸パーク津田	香川県さぬき市津田町
	上板サービスエリア	徳島県板野郡上板町
	うらしまキッズ詫間	香川県三豊市詫間町
	うりぼうキッズ山本	香川県三豊市山本町
	ウェルばる高松（高松市中小企業勤労者福祉共済事業）	香川県高松市屋島西町
	穴吹学園ホール	香川県高松市屋島西町
指定管理施設	サンメッセ香川	香川県高松市林町
	香川県県民ホール	香川県高松市玉藻町

香川県総合運動公園	香川県高松市生島町
三豊市文化会館マリンウェーブ	香川県三豊市詫間町
観音寺市民会館	香川県観音寺市観音寺町
美馬市地域交流センター ミライズ	徳島県美馬市脇町
脇町劇場 オデオン座	徳島県美馬市脇町
道の駅「滝宮」・綾川町うどん会館	香川県綾歌郡綾川町
香川県営住宅管理センター	香川県高松市番町
高松市仏生山交流センター（ふらっと仏生山）	香川県高松市仏生山町
善通寺市総合会館（ZENキューブ）	香川県善通寺市文京町
あなぶきアリーナ香川（香川県立アリーナ）	香川県高松市サンポート
兵庫県立兵庫津ミュージアム	神戸市兵庫区中之島
矢掛屋本館・矢掛屋温浴別館（やかげ 一譚）	岡山県小田郡矢掛町

(7) 使用人の状況（2026年６月30日現在）

①企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,750名	30名減

（注）上記使用人のほか、契約社員及びパートタイマーは1,122名であります。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
424名	１名増	37.6歳	10.7年

（注）上記使用人のほか、契約社員及びパートタイマーは60名であります。

(8) 主要な借入先の状況（2026年６月30日現在）

（単位：千円）

借入先	借入残高
株式会社香川銀行	7,738,175
株式会社中国銀行	5,338,175
株式会社百十四銀行	4,638,175
株式会社あおぞら銀行	4,450,675
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	4,262,500
株式会社伊予銀行	2,320,000
株式会社阿波銀行	1,600,000
株式会社広島銀行	1,500,000
高松信用金庫	1,400,000
株式会社商工組合中央金庫	1,333,400

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（2026年６月30日現在）

①発行可能株式総数　　46,000,000株

②発行済株式の総数　　11,535,600株（自己株式868,799株を含む）

③株主数　　19,639名

④大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社穴吹ハウジングサービス	5,095千株	47.8%
穴吹忠嗣	878千株	8.2%
公益財団法人穴吹キヌエ忠嗣教育基金	700千株	6.6%
あなぶき興産従業員持株会	160千株	1.5%
穴吹薫	155千株	1.5%
株式会社ワカタケ	102千株	1.0%
田中日登美	83千株	0.8%
株式会社中国銀行	72千株	0.7%
穴吹忠裕	57千株	0.5%
柴田登	45千株	0.4%

（注）１．上記のほか当社所有の自己株式が868,799株あります。
　　２．持株比率は自己株式（868,799株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

①取締役及び監査役の状況（2026年６月30日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	穴　吹　忠　嗣	
常務取締役	大　谷　佳　久	管理本部長 あなぶきメディカルケア株式会社代表取締役社長 あなぶきヘルスケア株式会社代表取締役社長
常務取締役	近　藤　陽　介	不動産開発本部長 あなぶきメモリアル株式会社代表取締役社長 株式会社MG石材代表取締役会長
取締役	堀　井　　茂	弁護士
取締役	新　宮　章　弘	株式会社穴吹ハウジングサービス代表取締役社長
取締役	松　本　伸　也	M&A推進部長
取締役	勝　丸　千　晶 （通称名：石川千晶）	公認会計士 税理士法人石川オフィス会計代表社員 株式会社ひらまつ社外取締役 株式会社四電工社外取締役（監査等委員）
取締役	香　川　昌　章	海外事業本部長 PT ANABUKI PROPERTY INDONESIA 代表取締役社長 Anabuki America Holdings LLC 代表取締役社長
常勤監査役	横　田　賢　二	税理士
常勤監査役	冨　岡　徹　也	
監査役	服　部　明　人	弁護士 株式会社萩原材木店代表取締役社長 社会福祉法人親善福祉協会理事 株式会社ＰＡＬＴＡＣ社外取締役
監査役	桑　島　美　恵　子 （通称名：岡﨑美恵子）	公認会計士

（注）１．取締役堀井　茂及び勝丸千晶の両氏は、社外取締役であります。
２．監査役横田賢二、服部明人及び桑島美恵子の３氏は、社外監査役であります。
３．監査役横田賢二、冨岡徹也及び桑島美恵子の３氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
・監査役横田賢二氏は、税理士の資格を有しております。
・監査役冨岡徹也氏は、長年にわたり当社において専務取締役管理本部長として経理、財務業務に従事しておりました。
・監査役桑島美恵子氏は、公認会計士の資格を有しております。
４．監査役服部明人氏は、以下のとおり、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有しております。
・監査役服部明人氏は、弁護士の資格を有しております。

５．当社は、取締役堀井　茂、勝丸千晶、監査役横田賢二、服部明人及び桑島美恵子の５氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

②責任限定契約に関する事項

当社は、取締役堀井　茂、勝丸千晶、監査役横田賢二、冨岡徹也、服部明人及び桑島美恵子の６氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

③役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社及びすべての子会社における取締役、監査役及び執行役員（以下「役員等」という。）を被保険者として、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、保険料は当社が全額負担しております。

被保険者である役員等が、その地位に基づく職務の執行に起因して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び訴訟費用等の損害を填補することとされております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

④取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区　分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取　締　役 （うち社外取締役）	202,603千円 (12,000)	202,603千円 (12,000)	－	－	８名 （２）
監　査　役 （うち社外監査役）	22,722千円 (12,216)	22,722千円 (12,216)	－	－	４名 （３）
合　　計	225,325千円	225,325千円	－	－	12名

（注）１．当社には役員退職慰労金制度がなく、役員賞与も支給しておりません。
２．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

イ．取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2003年９月29日開催の第40期定時株主総会において年額300,000千円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、４名です。

監査役の報酬限度額は、2002年９月24日開催の第39期定時株主総会において年額30,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、３名です。なお、各監査役の報酬は、報酬限度額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

ロ．取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年２月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しており、その内容は次のとおりです。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合しており、さらに社外役員の意見も踏まえ取締役会で決定しているため、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

ａ．取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針

当社の取締役に対する報酬は、企業価値の持続的な向上に資する報酬体系を原則としつつ、業績等を考慮した適切な調整を行ったうえで、支給額を決定することを基本方針としております。

取締役の報酬の体系は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、経験等を踏まえた職位別の基本報酬額をベースに、対象期間の評価（利益目標、生産性目標、成長性目標及び政策指標目標等の達成度）によって決定する業績報酬額を加算した年額報酬額によるものといたします。

その決定の方法は、基本報酬額、加算業績報酬基準額及びその評価係数等が定められた「取締役報酬規程」及び「取締役業績評価規程」に基づき、代表取締役社長が評価及び年額報酬額案を作成し、社外取締役を含む取締役会にて慎重に審議を行い、決定することとしております。なお、「取締役報酬規程」及び「取締役業績評価規程」の改定を行う場合は、取締役会の決議によるものといたします。

ｂ．報酬等を与える時期・条件の決定に関する方針

年額報酬額を、取締役の就任または重任時までに決定し、決定された年額報酬額の12分の１を毎月支給するものといたします。

ｃ．報酬等の決定の委任に関する事項

報酬等の内容の決定については、上記ａ．のとおり、代表取締役社長が評価及び年額報酬額案を作成し、社外取締役を含む取締役会にて決定することとしております。その他の委任等はありません。

⑤社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役勝丸千晶氏は、税理士法人石川オフィス会計の代表社員、株式会社ひらまつの社外取締役及び株式会社四電工の社外取締役（監査等委員）であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役服部明人氏は、株式会社萩原材木店の代表取締役社長、社会福祉法人親善福祉協会の理事及び株式会社ＰＡＬＴＡＣの社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主　な　活　動　状　況
取締役	堀井　茂	当期開催の取締役会13回のうち13回すべてに出席し、豊富な経験と弁護士としての専門的な見地から、特にコンプライアンス面について監督、助言等の発言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	勝丸千晶	当期開催の取締役会13回のうち13回すべてに出席し、豊富な経験と公認会計士としての専門的な見地から、特にガバナンス面について監督、助言等の発言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役	横田賢二	当期開催の取締役会13回のうち13回すべてに、また、14回の監査役会のうち14回すべてに出席し、豊富な経験と税理士としての専門的な見地から発言を行っております。
監査役	服部明人	当期開催の取締役会13回のうち13回すべてに、また、14回の監査役会のうち14回すべてに出席し、豊富な経験と弁護士としての専門的な見地から発言を行っております。
監査役	桑島美恵子	当期開催の取締役会13回のうち13回すべてに、また、14回の監査役会のうち14回すべてに出席し、豊富な経験と公認会計士としての専門的な見地から発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

①会計監査人の名称　有限責任監査法人トーマツ

②報酬等の総額

区分	監査業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	58,000千円	－
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	58,000千円	－

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
２．監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意しております。

③会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑸ 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

当社グループ（当社及び当社の子会社）では、下記の方針に従って、適切な組織の構築、規程等の制定、情報の共有化、モニタリングを行う体制として、内部統制システムを整備・維持し、適宜見直すことで、適法かつ効率的な業務執行体制の確立を図ってまいります。

①取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社グループの取締役及び使用人は、法令及び定款、また、行動規範を定めた「企業倫理規程」等の社内規則の遵守を企業活動の前提とし、実効性のある内部統制システムの構築に努める。

(2) 監査役会は、この内部統制システムの有効性と機能を監査する。

(3) 当社グループのリスク管理及びコンプライアンス推進の徹底のため、代表取締役社長を最高責任者とするリスク管理・コンプライアンス推進体制を設ける。

(4) 当社グループのすべての企業活動におけるリスクの発生防止または損失の最小化、及びコンプライアンス推進に係る業務の円滑な運営に資することを目的として、代表取締役社長直轄の「リスク管理・コンプライアンス推進委員会」を設置する。

(5) 当社グループの取締役及び使用人における法令等・企業倫理遵守に対する意識の醸成を図るために、当社グループの取締役、執行役員及び管理職を対象としたコンプライアンス／内部統制研修、また、新入社員を対象としたコンプライアンス研修を実施するなど、周知徹底を継続して行う。

(6) 外部システムを利用した「内部通報窓口」や「企業倫理ホットライン」の導入、また、社員相談員を設置するなど、コンプライアンス上、疑義ある行為についての内部通報制度を設置する。

(7) 反社会的勢力から接触を受けた場合は、対応統括部署を総務部として、外部専門機関との連携を図り、組織的に対応する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 当社グループの取締役及び使用人の職務執行に係る情報については、取締役会において定めるものの他、文書及び情報管理規程に従い、適切に作成、保管、廃棄等の取り扱いを行う。

(2) 取締役及び監査役等は、法令で定める場合の他、いつでもこれらの文書を閲覧することができる。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)当社グループの経営上の重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクの分析及び対策の検討については、代表取締役社長を議長とし、取締役、監査役及び執行役員が出席する経営会議において行う。

(2)リスクに対応する社内規程及びマニュアルの整備・見直しを適宜行う。

(3)事業活動上の重大な損害の発生が予測される場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置して損害の未然防止のための迅速な対応を行う。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)取締役会を定時の月１回及び必要に応じて適宜臨時に開催する。

(2)執行役員を含めた経営会議を週１回開催し、社内規程で定められた決裁権限に従って迅速かつ機動的な意思決定を行う。

(3)職務執行に関する権限及び責任については、職務分掌規程、職務権限規程その他の社内規程において定め、適時適切に見直しを行う。

⑤企業集団における業務の適切な管理体制を確保するための体制

(1)子会社等の経営管理等については、「子会社等管理規程」を定め、当社の決裁、報告及びモニタリング等による重要事項のリスク管理を行う。

(2)主要な子会社の取締役または監査役を当社から派遣し、子会社の取締役の職務執行の監視・監督または監査を行う。

(3)取締役、監査役及び子会社社長等をメンバーとするグループ経営会議を隔週にて開催し、事業の状況に関する定期的な報告と重要事項についての協議を行う。

(4)内部監査・内部統制室は、当社の子会社管理状況及び子会社の業務活動について内部監査を実施する。

(5)当社及び子会社等関係会社間の取引については、第三者との取引と同等の基準により、その妥当性を判断する。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1)監査役の職務を補助する監査役事務局を設置し、専任のスタッフを配置する。

(2)上記使用人は、監査役より監査業務に必要な要請を受けた場合は、その要請に関して監査役の指揮命令に従わなければならず、取締役及び使用人等の指揮命令を受けない。

(3)上記使用人の人事考課、異動、懲戒等については、監査役の同意を要する。

⑦取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1)監査役は、取締役会、経営会議、その他の重要な会議に出席し、また重要な決裁書類及び関係資料を閲覧する。

(2)代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において、その担当する業務の執行状況を報告する。

(3)当社グループの取締役及び使用人は、当社グループの業務または業績に影響を与える重要な事項、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役に報告する。

(4)上記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、当社グループの取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

(5)上記の報告を理由に当該報告者に対する不利益な取り扱いを禁止する。

⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)監査役は、取締役及び会計監査人等と定期的な会合を持つなどして、意見交換等を行う。

(2)監査役は、職務の執行のために、弁護士、公認会計士等の外部アドバイザーの使用を要請した場合は、当社はその有効活用を確保する。

(3)監査役は、職務の執行に必要な費用について請求することができ、当社は当該請求に基づき支払いを行う。

⑨財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法及び関連法令の定めに従い、必要かつ適切な内部統制システムの整備・運用を図る。また、その有効性を定期的に評価し、必要な是正・改善を行うことで、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の主な概要は、以下のとおりであります。

（内部統制システム全般）

当社の代表取締役社長が最高内部統制責任者となり、当社及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を内部監査・内部統制室等がモニタリングし、改善を進めました。また、内部監査・内部統制室は、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を行いました。

（重要な会議の開催状況）

定時取締役会12回、臨時取締役会１回を開催し、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外監査役が常時在籍しました。その他、監査役会は14回、グループ経営会議は11回、当社経営会議は47回、四半期実績検討会議は５回、リスク管理・コンプライアンス推進委員会は６回開催しました。

（監査役の職務執行の状況）

監査役は、当社の代表取締役、取締役、担当部門長及び当社の主な子会社の取締役等と適宜面談を実施しました。監査役会は、代表取締役、会計監査人及び内部監査・内部統制室との間で、それぞれ定期的な意見交換会を実施しました。また、当社経営会議、グループ経営会議及び四半期実績検討会議には、常勤監査役２名が出席しました。

（企業集団における業務の管理体制の状況）

主要な子会社の取締役または監査役を当社から派遣し、子会社の重要会議への出席及び重要書類の閲覧等を実施しました。また、子会社社長等をメンバーとするグループ経営会議は11回開催し、当社グループ及び各社における経営課題の把握と対応方針等について討議しました。

（反社会的勢力排除に対する取り組みの状況）

お客様との契約書等への暴力団排除条項の挿入をはじめとした取り組みを継続して実施しました。

連結貸借対照表

（2026年６月30日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**126,116,470**	**流動負債**	**54,263,326**
現金及び預金	6,635,953	買掛金	5,840,161
売掛金	3,466,621	短期借入金	13,970,000
棚卸資産	111,149,275	１年内償還予定の社債	2,488,200
その他	4,897,488	１年内返済予定の長期借入金	12,085,988
貸倒引当金	△32,868	未払法人税等	2,469,438
固定資産	**31,086,047**	前受金	9,247,343
有形固定資産	**14,399,302**	賞与引当金	962,828
建物及び構築物	8,081,756	その他	7,199,366
機械装置及び運搬具	397,939	**固定負債**	**55,180,752**
土地	5,311,436	社債	11,038,100
その他	608,169	長期借入金	41,828,752
無形固定資産	**635,491**	退職給付に係る負債	1,162,672
のれん	408,420	役員退職慰労引当金	37,598
その他	227,071	繰延税金負債	475,229
投資その他の資産	**16,051,253**	その他	638,399
投資有価証券	3,149,231	**負債合計**	**109,444,078**
長期貸付金	4,667,366	**純資産の部**	
繰延税金資産	2,238,426	**株主資本**	**47,389,999**
その他	6,675,762	**資本金**	**755,794**
貸倒引当金	△679,532	**資本剰余金**	**476,952**
		利益剰余金	**46,602,462**
		自己株式	**△445,209**
		その他の包括利益累計額	**247,017**
		その他有価証券評価差額金	**22,072**
		為替換算調整勘定	**224,945**
		非支配株主持分	**121,421**
		純資産合計	**47,758,439**
資産合計	**157,202,518**	**負債・純資産合計**	**157,202,518**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2025年７月１日から
2026年６月30日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**138,877,139**
売上原価		**112,141,673**
売上総利益		**26,735,466**
販売費及び一般管理費		19,574,731
営業利益		**7,160,735**
営業外収益		
受取利息	199,968	
受取配当金	15,089	
受取手数料	11,646	
貸倒引当金戻入額	384,443	
補助金収入	563,037	
持分法による投資利益	36,624	
為替差益	455,023	
その他	74,336	1,740,170
営業外費用		
支払利息	1,034,922	
社債発行費	17,664	
支払保証料	25,489	
支払手数料	63,097	
その他	67,113	1,208,287
経常利益		**7,692,618**
特別利益		
固定資産売却益	175,943	175,943
特別損失		
固定資産除却損	8,043	
関係会社株式売却損	57,102	
投資有価証券評価損	53,679	
減損損失	223,702	342,528
税金等調整前当期純利益		**7,526,032**
法人税、住民税及び事業税	3,404,913	
法人税等調整額	△509,789	2,895,124
当期純利益		**4,630,908**
非支配株主に帰属する当期純利益		14,796
親会社株主に帰属する当期純利益		**4,616,112**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2025年７月１日から
2026年６月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2025年７月１日 残高	755,794	484,198	42,703,905	△445,209	43,498,688
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△672,008		△672,008
親会社株主に帰属する当期純利益			4,616,112		4,616,112
連結範囲の変動			34,611		34,611
連結子会社の増資による持分の増減		△7,246			△7,246
持分法の適用範囲の変動			△80,157		△80,157
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	△7,246	3,898,557	－	3,891,311
2026年６月30日 残高	755,794	476,952	46,602,462	△445,209	47,389,999

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
2025年７月１日 残高	3,223	62,469	65,692	89,379	43,653,760
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△672,008
親会社株主に帰属する当期純利益					4,616,112
連結範囲の変動					34,611
連結子会社の増資による持分の増減					△7,246
持分法の適用範囲の変動					△80,157
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	18,849	162,475	181,324	32,042	213,367
連結会計年度中の変動額合計	18,849	162,475	181,324	32,042	4,104,678
2026年６月30日 残高	22,072	224,945	247,017	121,421	47,758,439

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年8月21日

穴吹興産株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
高松事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久	保	誉	一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	越	智	慶	太

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、穴吹興産株式会社の2025年7月1日から2026年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、穴吹興産株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制

を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、2025年７月１日から2026年６月30日までの第63期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

２．監査の結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年８月24日

穴吹興産株式会社　監査役会

常勤監査役　横田賢二　㊞

常勤監査役　冨岡徹也　㊞

監査役　服部明人　㊞

監査役　桑島美恵子　㊞

（注）常勤監査役　横田賢二、監査役　服部明人、桑島美恵子の３名は、社外監査役であります。

貸借対照表

(2026年６月30日現在)　　(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**116,363,988**	**流動負債**	**56,437,022**
現金及び預金	2,591,472	買掛金	4,394,703
売掛金	179,700	短期借入金	23,903,861
販売用不動産	45,527,102	１年内償還予定の社債	2,488,200
仕掛販売用不動産	62,592,715	１年内返済予定の長期借入金	11,900,276
貯蔵品	21,015	未払金	3,016
前渡金	901,147	未払費用	983,784
前払費用	356,246	未払法人税等	1,886,446
短期貸付金	3,417,795	前受金	8,004,551
その他	809,217	預り金	2,395,954
貸倒引当金	△32,424	賞与引当金	414,396
固定資産	**35,091,121**	その他	61,831
有形固定資産	**8,425,325**	**固定負債**	**53,078,002**
建物	3,002,030	社債	11,038,100
構築物	117,106	長期借入金	40,999,880
機械及び装置	309,888	預り保証金	489,007
車両運搬具	10,161	退職給付引当金	488,232
工具、器具及び備品	55,912	役員退職慰労引当金	37,598
土地	4,833,167	その他	25,184
建設仮勘定	97,058	**負債合計**	**109,515,025**
無形固定資産	**128,741**	**純資産の部**	
ソフトウェア	117,189	**株主資本**	**41,918,012**
電話加入権	9,500	**資本金**	**755,794**
その他	2,052	**資本剰余金**	**821,283**
投資その他の資産	**26,537,054**	資本準備金	297,590
投資有価証券	92,386	その他資本剰余金	523,692
関係会社株式	15,225,393	**利益剰余金**	**40,786,144**
出資金	122,226	利益準備金	7,000
関係会社出資金	26,263	その他利益剰余金	40,779,144
長期貸付金	8,929,963	圧縮記帳積立金	227,997
長期前払費用	158,592	別途積立金	1,500,000
差入保証金	955,002	繰越利益剰余金	39,051,146
繰延税金資産	1,826,223	**自己株式**	**△445,209**
その他	44,503	**評価・換算差額等**	**22,072**
貸倒引当金	△843,501	**その他有価証券評価差額金**	**22,072**
資産合計	**151,455,110**	**純資産合計**	**41,940,085**
		負債・純資産合計	**151,455,110**

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（2025年７月１日から
2026年６月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**100,303,671**
売上原価		**81,465,705**
売上総利益		**18,837,966**
販売費及び一般管理費		13,577,095
営業利益		**5,260,870**
営業外収益		
受取利息	455,390	
受取配当金	288,520	
為替差益	455,156	
補助金収入	207,278	
雑収入	47,024	1,453,369
営業外費用		
支払利息	1,177,188	
社債発行費	17,664	
貸倒引当金繰入額	298,545	
支払保証料	25,489	
支払手数料	63,097	
雑損失	51,741	1,633,728
経常利益		**5,080,511**
特別利益		
固定資産売却益	134,742	
投資有価証券売却益	7	134,750
特別損失		
固定資産除却損	4,633	
関係会社株式評価損	237,312	
減損損失	36,163	278,109
税引前当期純利益		**4,937,152**
法人税、住民税及び事業税	2,534,085	
法人税等調整額	△515,563	2,018,521
当期純利益		**2,918,630**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2025年７月１日から
2026年６月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
2025年７月１日 残高	755,794	297,590	523,692	821,283	7,000	257,929	1,500,000	36,774,592	38,539,522
当期変動額									
剰余金の配当								△672,008	△672,008
圧縮記帳積立金の取崩						△29,931		29,931	－
当期純利益								2,918,630	2,918,630
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△29,931	－	2,276,553	2,246,622
2026年６月30日 残高	755,794	297,590	523,692	821,283	7,000	227,997	1,500,000	39,051,146	40,786,144

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2025年７月１日 残高	△445,209	39,671,390	3,223	3,223	39,674,613
当期変動額					
剰余金の配当		△672,008			△672,008
圧縮記帳積立金の取崩		－			－
当期純利益		2,918,630			2,918,630
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			18,849	18,849	18,849
当期変動額合計	－	2,246,622	18,849	18,849	2,265,471
2026年６月30日 残高	△445,209	41,918,012	22,072	22,072	41,940,085

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年8月21日

穴吹興産株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
高松事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久	保	誉	一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	越	智	慶	太

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、穴吹興産株式会社の2025年7月1日から2026年6月30日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して

計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2025年７月１日から2026年６月30日までの第63期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第５号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人　有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年８月24日

穴吹興産株式会社　監査役会

常勤監査役　横田賢二　㊞

常勤監査役　冨岡徹也　㊞

監査役　服部明人　㊞

監査役　桑島美恵子　㊞

（注）常勤監査役　横田賢二、監査役　服部明人、桑島美恵子の３名は、社外監査役であります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第63期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

①配当財産の種類

金銭といたします。

②配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金46円といたしたいと存じます。

また、この場合の配当総額は、490,672,846円となります。

これにより、当期の年間配当金は、中間配当金32円と合わせて、１株につき78円となります。

③剰余金の配当が効力を生じる日

2026年９月30日といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役８名選任の件

取締役全員（８名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役８名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	穴吹忠嗣（あなぶきただつぐ） (1953年１月４日生)	1978年８月　当社入社 1980年３月　当社取締役 1989年６月　当社代表取締役専務 1991年１月　当社代表取締役副社長 1994年７月　当社代表取締役社長（現任）	878,000株
2	大谷佳久（おおたによしひさ） (1967年９月９日生)	1990年４月　当社入社 2006年10月　当社執行役員 2011年３月　当社不動産開発本部副本部長兼シニア開発事業部長 2012年９月　当社シニア事業部長 2016年９月　当社取締役 2018年10月　当社人事部長 2022年９月　当社管理本部長（現任） 2023年９月　当社常務取締役（現任） （重要な兼職の状況） あなぶきメディカルケア株式会社 代表取締役社長 あなぶきヘルスケア株式会社 代表取締役社長	7,600株
3	近藤陽介（こんどうようすけ） (1976年８月25日生)	1999年４月　当社入社 2006年９月　当社マンション事業本部鹿児島営業所長 2013年10月　あなぶき興産九州株式会社取締役 2016年５月　株式会社ジョイフルサンアルファ取締役 2016年８月　同社代表取締役社長 2017年９月　当社取締役 2020年12月　当社不動産開発本部副本部長（西日本担当） 2023年９月　当社常務取締役（現任） 2024年９月　当社不動産開発本部長（現任） （重要な兼職の状況） あなぶきメモリアル株式会社 代表取締役社長 株式会社MG石材 代表取締役会長	1,700株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	堀井　茂（ほりい　しげる） (1949年５月７日生)	1974年10月　司法試験合格 1977年４月　弁護士登録 堀井法律事務所開設（現在） 1998年４月　香川県弁護士会会長 2004年９月　当社社外監査役 2015年９月　当社社外取締役（現任）	15,300株
5	新宮章弘（しんぐう　あきひろ） (1963年１月16日生)	1986年４月　株式会社穴吹ハウジングサービス入社 2002年４月　同社取締役 2003年10月　同社常務取締役 2005年５月　同社専務取締役 2013年７月　同社取締役副社長 2014年１月　同社取締役社長 2015年９月　当社取締役（現任） 2017年12月　株式会社穴吹ハウジングサービス 代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社穴吹ハウジングサービス 代表取締役社長	5,400株
6	松本伸也（まつもと　しんや） (1978年11月25日生)	2003年４月　当社入社 2012年９月　当社社長室長 2017年９月　当社執行役員 2019年２月　当社M＆A推進室長兼秘書室長 2020年12月　あなぶきホームライフ株式会社 取締役 2022年９月　当社取締役（現任） 2024年５月　当社M＆A推進部長（現任）	1,300株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
7	勝丸千晶（かつまる ちあき） （通称名：石川千晶（いしかわ ちあき）） （1960年８月４日生）	1983年４月　監査法人中央会計事務所入所 1986年３月　公認会計士登録 1986年６月　太田昭和監査法人四国事務所（現・EY新日本有限責任監査法人高松事務所）入所 2002年11月　当社社外監査役 2006年２月　税理士法人石川オフィス会計開設（現在） 2008年３月　株式会社セシール社外監査役 2010年６月　株式会社クリエアナブキ社外監査役 2014年９月　穴吹エンタープライズ株式会社監査役（現任） 2016年６月　日本公認会計士協会四国会会長 2023年４月　総務省 情報公開・個人情報保護審査会委員（現任） 2024年９月　当社社外取締役（現任） 2025年12月　香川県労働委員会委員（現任） （重要な兼職の状況） 税理士法人石川オフィス会計 代表社員 株式会社ひらまつ 社外取締役 株式会社四電工 社外取締役（監査等委員）	34,000株
8	香川昌章（かがわ まさあき） （1972年７月30日生）	1997年４月　当社入社 2017年10月　日本電力株式会社執行役員 2018年９月　同社取締役 2019年９月　当社執行役員海外事業推進部長 2022年９月　当社執行役員海外事業本部長 2023年９月　日本電力株式会社取締役（現任） 2024年１月　当社上席執行役員海外事業本部長 2024年９月　当社取締役海外事業本部長（現任） （重要な兼職の状況） PT ANABUKI PROPERTY INDONESIA 代表取締役社長 Anabuki America Holdings LLC 代表取締役社長	1,500株

（注）１．新宮章弘氏は、当社の親会社である株式会社穴吹ハウジングサービスの代表取締役社長であり、当社は同社との間に事務所の賃貸借等の取引があります。

２．その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

３．堀井　茂及び勝丸千晶の両氏は、社外取締役候補者であります。

４．取締役候補者とした理由

(1) 穴吹忠嗣氏は、これまで不動産関連事業、人材サービス関連事業及び施設運営事業等の運営に携わるなど、当社の事業に関する幅広い見識と豊富な経験を有していると同時に、取締役会議長として経営の統率を適切に果たしてきていることから、これか

らも当社経営の意思決定に参画することが、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に資すると判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。

(2) 大谷佳久氏は、これまで当社の主力事業である不動産関連事業及び介護医療関連事業の運営を担うなど、当社の事業に関する幅広い見識と豊富な経験を有していると同時に、2022年より管理本部長として当社の経営課題である財務体質強化に向けて強い統率を果たしてきていることから、これからも当社経営の意思決定に参画することが、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に資すると判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。

(3) 近藤陽介氏は、これまで当社の主力事業である不動産関連事業の運営を担い、2024年より不動産開発本部長として事業の強化や収益性向上を推進すると同時に、新規事業の担当役員として、霊園事業や再エネ・物流施設、また、リゾート開発に尽力するなど、当社の事業に関する幅広い見識と豊富な経験を有していることから、これからも当社経営の意思決定に参画することが、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に資すると判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。

(4) 堀井　茂氏は、弁護士として企業法務等に精通し、豊富な経験と専門知識を有していると同時に、2004年から2015年まで当社の社外監査役であったことから当社事業内容を熟知しており、その経験と高い見識を主にコンプライアンス経営に活かしていただけると判断したため、引き続き社外取締役候補者といたしました。

(5) 新宮章弘氏は、当社の親会社である株式会社穴吹ハウジングサービスにて、不動産管理業及び不動産賃貸業等の運営を担い、不動産関連事業等に関する幅広い見識と豊富な経験を有していることから、これからも当社経営の意思決定に参画することが、当社の経営基盤を安定させ、今後の事業展開の可能性を拡げることに資すると判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。

(6) 松本伸也氏は、これまで当社の経営企画業務に携わり、当社の事業拡大や経営計画の策定に尽力し、特に不動産の再生や事業拡大などを見据えたさまざまなM＆Aの推進を指揮すると同時に、首都圏を含む東日本エリアでの不動産関連事業の拡大強化を目的として、2020年12月に子会社化し、2024年１月に吸収合併したあなぶきホームライフ株式会社の取締役としてその経営に参画するなど、当社の事業に関する幅広い見識と豊富な経験を有していることから、これからも当社経営の意思決定に参画することが、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に資すると判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。

(7) 勝丸千晶氏は、公認会計士として企業会計等に精通し、豊富な経験と専門知識を有していると同時に、2002年から2024年まで当社の社外監査役であったことから当社事業内容を熟知しており、その経験と高い見識を主に当社のガバナンスや企業価値の向上に活かしていただけると判断したため、引き続き社外取締役候補者といたしました。

(8) 香川昌章氏は、これまで当社グループの主要事業であるエネルギー関連事業の運営に携わり、事業の拡大や収益の安定化に尽力するとともに、2019年より海外事業推進部長として、当社グループの重点戦略である海外事業の拡大を担うなど、当社の事業に関する幅広い見識と豊富な経験を有していることから、当社経営の意思決定に参画することが、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に資すると判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。

５．社外取締役候補者に関する事項

(1) 堀井　茂氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として培ってきた豊富な知識や経験ならびに高い法令順守

精神を有しておられることから、主にコンプライアンスの観点から、経営全般にわたる意思決定の妥当性及び適正性の確保のための有益な助言・提言が期待され、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断したため、選任をお願いするものであります。

(2) 勝丸千晶氏は、公認会計士として培ってきた企業財務・会計に関する豊富な知識や経験を有しておられることから、主にガバナンスの観点から、経営全般にわたる意思決定の妥当性及び適正性の確保のための有益な助言・提言が期待され、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断したため、選任をお願いするものであります。

(3) 堀井　茂氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、その在任期間は本総会終結の時をもって11年であります。

(4) 勝丸千晶氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、その在任期間は本総会終結の時をもって２年であります。

(5) 堀井　茂氏は、過去に当社の社外監査役であったことがあります。

(6) 勝丸千晶氏は、過去に当社及び当社の子会社の社外監査役であったことがあります。また、現在、当社の子会社の監査役であります。

(7) 当社は、堀井　茂及び勝丸千晶の両氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約の内容の概要は、事業報告の「２.(3)②責任限定契約に関する事項」（25頁）に記載のとおりです。なお、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

(8) 当社は、堀井　茂及び勝丸千晶の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

６．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「２.(3)③役員等賠償責任保険契約に関する事項」（25頁）に記載のとおりです。なお、各取締役候補者の選任が承認された場合には当該保険契約の被保険者となり、当該保険契約は任期途中に同内容での更新を予定しております。

第３号議案　監査役１名選任の件

監査役冨岡徹也氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新たに監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
※ 柴田（しばた）　登（のぼる） （1958年２月12日生）	1981年４月　当社入社 1987年２月　当社不動産部高松店長 1990年７月　当社取締役不動産開発事業部長 1992年１月　当社取締役岡山支店長 1997年10月　当社常務取締役 中国近畿マンション事業部長 2002年７月　当社常務取締役 マンション事業本部長 2005年９月　当社常務取締役マンション事業本部（現・不動産開発本部）担当 2012年９月　当社常務取締役事業企画室担当 2014年９月　当社常務取締役 2017年５月　当社常務取締役不動産開発本部担当 2019年４月　当社常務取締役不動産開発本部長 2023年９月　当社専務取締役不動産開発本部長 2024年９月　当社社長特別補佐（現任）	45,200株

（注）１．※印は、新任候補者であります。

２．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

３．柴田登氏は、長年にわたり当社において常務取締役ならびに専務取締役として当社の主力事業である不動産関連事業の運営を担うなど、当社の事業に関する幅広い見識と豊富な経験を有しております。2024年９月に取締役を退任後も、社長特別補佐として、不動産関連部門を中心に、海外事業やエネルギー関連事業の運営にも携わっており、当社グループの各事業に関する知見と、企業経営者としての豊富な経験を有しております。これらのことから、当社グループの経営や監査に活かすことができる人材と判断し、新たに当社監査役としての選任をお願いするものであります。

４．柴田登氏の選任が承認された場合、当社は、同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約の内容の概要は、事業報告の「２.(3)②責任限定契約に関する事項」（25頁）に記載のとおりです。

５．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「２.(3)③役員等賠償責任保険契約に関する事項」（25頁）に記載のとおりです。なお、監査役候補者の選任が承認された場合には当該保険契約の被保険者となり、当該保険契約は任期途中に同内容での更新を予定しております。

以　上

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申しあげます。

１．議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス https://www.web54.net

２．議決権行使の方法について

（１）パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って各議案に対する賛否をご入力ください。

（２）スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。なお、一度議決権を行使した後で行使内容の変更をされる場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。（QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

３．議決権行使のお取扱いについて

（１）議決権の行使期限は、2026年９月28日（月曜日）午後６時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

（２）インターネットと書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数、またはパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

（３）議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
（４）パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

４．パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

（１）パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
（２）パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
（３）議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本株主総会に限り有効です。

５．パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

（１）本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
［電話］ 0120（652）031 （受付時間 午前９時～午後９時）

（２）その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。
ア．証券会社に口座をお持ちの株主様
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。
イ．証券会社に口座のない株主様（特別口座の株主様）
三井住友信託銀行 証券代行部
［電話］ 0120（782）031
（受付時間 午前９時～午後５時　土・日・祝日及び12/31～1/3を除く）

以　上

株主総会会場ご案内図

会場　　香川県高松市木太町2191番地１
高松国際ホテル　新館２階　瀬戸の間
TEL　087－831－1511

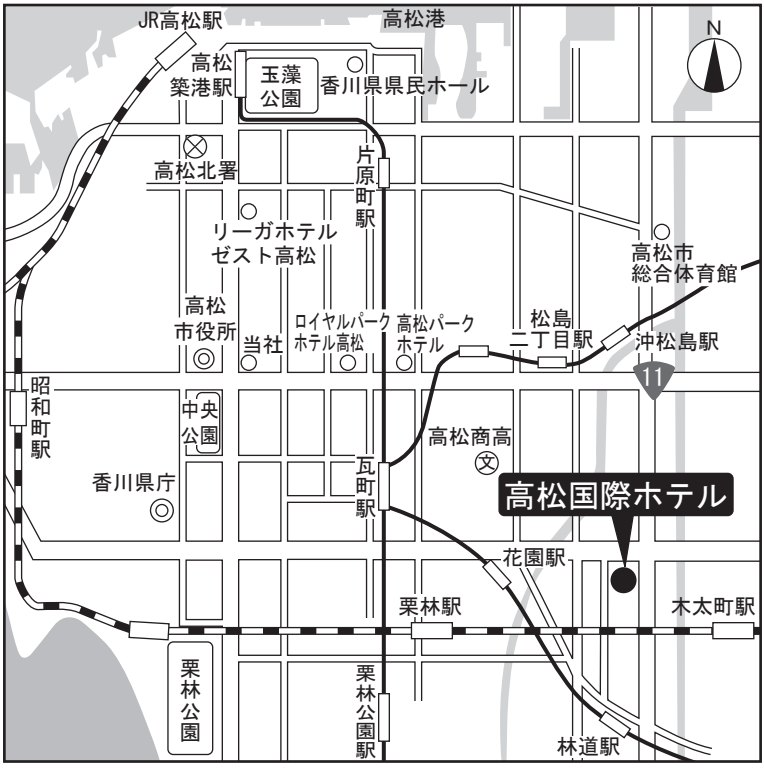

〔交通のご案内〕

ＪＲ高松駅より車で約15分
ＪＲ高松駅バスターミナルよりバスで約20分
（「高松国際ホテル前停留所」下車）
高松空港より車で約40分
高松自動車道「高松中央ＩＣ」より車で約10分